

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>「一人ひとりの個性を大切にしながら、心身共に健やかな、のびのびとした園児を育てます」という保育理念や、保育方針、保育目標を軸に、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などを参考に「全体的な計画」を編成しています。また、園の創設に関する「仏教保育」の理念も「全体的な計画」に反映させています。「全体的な計画」は原案を主任保育士が作成し、職員会議で保育士たちの意見を聞きながら作成、共有をしています。子どもの心身の発達や小学校への接続、家庭への支援や地域交流などを取り入れ、園の全体像を示しています。毎年職員会議の中で定期的に見直しを行っています。また、園の特色でもある「仏教保育」について、「仏教保育カリキュラム」が立てられ、月ごとに年齢別のめあてがあり、運動、リズム、情操について活動の目標と目安が設定され、通常は2歳～5歳ですが、現在は新型コロナウイルス感染対策で、4,5歳児が毎週ホールに集まり「礼拝」を行っています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>新しい園舎で、広い空間や採光のある建物です。清掃専門の職員や保育士たちがローテーションで清掃を行い、常に清潔が保たれています。保育室には子どもの発達に沿ったテーブルや椅子、玩具が整備されており、子どもが椅子に座って食事をする際、足がつかない子どもには手作りの台を置くなどの配慮をしています。各保育室は行き来ができる造りになっており、保育士も子ども達も連携しやすくなっています。食事と睡眠の場所は区別され、コロナ禍ということもあり、食事の時間、子ども達は間隔を明け、3歳以上児は前を向いて給食を食べていました。手洗い場、トイレは子どもたちが使いやすい高さの設備が整えられており、手洗い場の前には「手の洗い方」のポスターを貼るなど、子ども達に分かりやすく伝える工夫もされています。保育室の中で子ども達は、思い思いに過ごしており、自分なりに落ち着けるスペースを見つけくつろいでいる姿も見られます。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>「園児対応の基本的心得」をもとに、発達過程に沿った年齢別カリキュラムにより保育を行っています。個々の発達過程に合わせ、個人差を尊重した保育を行うとともに、連絡帳や送迎時の保護者との対話などで家庭での状況を一人ひとり把握しています。子ども達からの問いかけや言葉に対し、受け流さず、ひとつひとつ丁寧に対応しており、言葉づかいも子ども達に分かりやすく穏やかで丁寧です。表現する力が十分でない子どもに対しては、保育士が言葉にして確認しながら子どもの気持ちを受け止めるようにしています。また、子ども同士のいさかいで子どもが自分の気持ちが納得しきれないような場合は、クールダウンさせるため、少し場所を変えて気持ちの切り替えができるよう対応しています。給食で食べる時間がかかる子どもに対して「もう少しだね」と子どもが落ち着いて最後まで食べられるような言葉がけをしています。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達に合わせて、基本的な生活習慣を身につけられるよう援助しています。トイレトレーニングは、早い子どもは1歳児クラスの後半から家庭とも連携し、様子を見ながら進めるようにしています。午睡明け、紙パンツが濡れていなければ、トイレに座ることから始め、無理のないよう個々のペースで進めています。歯磨きは乳児クラスから習慣ができており、嫌がることなく進んで自分で歯磨きをし、保育士に仕上げ磨きをしてもらっています。着替えに関しても、年齢の低い子どもには着替えやすいよう援助し、「できたね」と声をかけるなど、自分でやろうとする気持ちを引き出すよう対応しています。新型コロナウイルス感染対策で、手洗いはしっかり行い、手遊びを取り入れて手洗いの大切さと方法を分かりやすく伝えています。保育士たちは、「〇〇ちゃん、こんなことできるようになった」と報告しあい、子どもの状況を共有しています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>子ども達の声聞きながら活動する内容を決めています。保育室には、子ども達が好きな遊びを選べるように玩具やブロック、絵本、素材などが整えられています。広い園庭があり、豊かな自然に恵まれ、子ども達は毎日体を動かす遊びが存分にできています。園庭では、保育士が草を踏んだり草むらのをぞいたりしてバッタを探し、子どもが見つかりやすいように声をかけ、子どもが自分で捕まえられるように働きかけています。子どもが興味を示すと一緒に木の実の皮をむいたり、毛虫を見せたりしていましたが、名前を教えることはなく「帰ったら一緒に図鑑で探そうね」と声をかけています。お寺の境内で遊ぶことが多いため、地域の人たちと接する機会は少ないですが、お寺の住職や檀家の方、広場にゲートボールに来るお年寄り、散歩中の近隣住民と積極的に挨拶や会話をしています。お地蔵様に手を合わせたり、遊んだ後の片づけをしたりと社会のルールも学べる環境にあります。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>4月からの0歳児の受入れは行っておらず、本年度は新型コロナウイルスの感染対策で、訪問時(9月時点)では0歳児の受け入れはなく、11月からとなっています。来年も受け入れの体制が十分に整えられる年度途中から受け入れることにしています。0歳児は6名の定員で、ゆったりと過ごせる環境が整えられています。保育室には引っ張ったり、出したり入れたり、感触を楽しめる手作り玩具がたくさんあり、子どもの興味や関心を引き出し、遊びから生活へとつながるよう配慮されています。離乳食については、1人ひとりの進み具合をみながら、その都度対応するなど、0歳児を受け入れる体制ができています。</p>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの状況に応じた対応・声掛けを行っています。外遊びでは、園庭がいくつもあり、好きな遊具で遊んだり、虫を捕まえてみたり、保育士が作るシャボン玉を追いかけたりと自由に遊ぶことができます。遊びたいことを上手に伝えられない子どもには、保育士が「これやりたいの?」「どうしたいの?」と気持ちを受け止めてもらい、集中して遊ぶことができます。保育室では、好きな遊びをしたり、自分から横になりゴロゴロして身体を休めたり、保育士に抱っこされゆったりするなど、思い思いに過ごしています。子ども同士、まだ言葉で伝えあうことができないような時は、保育士が「〇〇ちゃんはどうしたいんだって」と友だちとの関わりの仲立ちをしています。たてわり保育を通して3歳以上児との交流を持ったり、調理員が様子を見に入ったりして子ども達と関わるようにしています。またドキュメンテーションを作成し、お迎えに来た保護者に昼間の様子を伝える取り組みを始めています。</p>		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>年齢に合わせ、遊びの場を工夫しています。また子ども達の「やりたい」という声を聞き、活動を進めるようにしています。今年は「夏祭り」が開催できず、5歳児の「おばけやしきをやりたい」という意見から、4歳児を巻き込んでの「おばけやしき」が実現しました。招待状や看板を書いたり、段ボールでおばけやしきを作ったり、友だち同士協力しあう体験へとつながりました。一斉保育の中では製作活動がありますが、気の進まない子には無理をさせず、時間をかけて取り組めるようにしています。その間、他の子ども達は違う遊びをして、急かすことなく待つことができます。巧技台遊びでは、できる子どももできない子どももいますが、保育士はできる子を褒めるのではなく、その子なりの頑張りを認めて、褒めたり励ましたりして、やり方やコツを教えるようにしています。年齢別に毎年ステップを踏んで、運動会や遊戯会に向けて練習を行っています。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>障害のある子どもが入園した場合、「障害児個別指導計画」をたて、職員全体で対応ができるようにしています。状況により、加配の保育士を配置し個別に対応し、保護者との連絡も密にしています。年に2～3回横浜市戸塚地域療育センターのケースワーカーが訪問して様子を見てもらっています。必要に応じて、横浜市戸塚地域療育センターや横浜市西部児童相談所へ相談し、助言を受けています。保護者の承諾があれば、園から各専門機関に問い合わせをしても応じてもらえるようになっています。保育士は、「自閉症スペクトラム障害の理解」等障害児保育に関する研修に積極的に参加しています。また、障害児施設の勤務経験のある保育士が配慮が必要な子どもの保育にあたり、専門的な関わりができるようにし、周りの保育士にも共有しています。保護者全体に対して、障害のある子どもの保育に関する情報提供は行っていませんが、今後、園としての障害児保育に関する方針の説明を行っていくことが望まれます。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>長時間、園で過ごすことを考慮し、年齢に合わせ1日が同じ場所での活動とならないように保育内容を工夫しています。夕方は好きな遊びを存分にできるよう、園庭遊びと室内遊びを組み合わせ過ごそうにしています。時間帯により、合同保育となり異年齢で過ごす時間もありますが、安全面には配慮し、1日の疲れが出てくる子どももいるので穏やかに過ごせるようにしています。担任保育士が延長の時間も必ずいるように勤務シフトを組み、昼間の子どもの様子を把握している保育士がお迎えの保護者対応ができるようにしています。延長時のおやつについては、帰宅後夕食をとることを考え、軽めのものとしています。朝早い登園で、まだ目が覚めておらず、どうしても眠い子は、布団を敷き少し休ませるなどの対応もしています。現在、延長サービスの利用者が減ってきているのですが、利用がある場合はいつでも十分な対応ができる体制はできています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」の中に「小学校との連携」として「年内を通して計画、予定をたて、職員の意見交換や子ども達の交流を持つ」とあります。これに基づき、5歳児の年間指導計画に小学生との交流について計画されています。具体的には、年に4回、新橋小学校との交流会を実施しています。上級生と遊んだり、校舎の案内などをしてもらい、子ども達が小学校以降の生活について見通しを持ったり、就学について期待が持てる機会となっています。また、保育参観時に小学校から校長・指導専任の先生に参加してもらい、小学校入学に当たっての準備・心構えを話していただき、保護者との質疑応答の時間も設け、保護者の小学校生活に向けて見通しを持つ機会となっています。幼保小連携会議に担当職員が出席し、ブロック会議で意見交換を行っています。また、保育所児童保育要録を担当職員が作成し、園長の責任のもと小学校へ提出しています。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの健康支援や状態把握については「全体的な計画」の中に記載されており、毎月の身体測定、健康状態、発育状況を把握、異常が認められた時の適切な対応、内科歯科健診、尿検査等が明示されています。入園時に既往症や予防接種の状況を把握し、その後は随時保護者から報告を受け確認しています。今後は健康ノートなどを利用し、定期的に把握していく予定です。年間保健計画を策定し、毎月目標を定め、保健行事を実施しています。保護者に対し、園だよりやクラスだよりでその都度子どもの健康に関することや取組を発信しています。乳幼児突然死症候群については、あおむけ寝を徹底し、5分毎に呼吸チェックを行っています。午睡中に呼吸の乱れが出たり、いつもと違う様子が見られた場合には、動画を撮って保護者へ伝え、医療機関への受診を勧めています。また、職員全員と非常勤職員の希望者は消防署の救急隊員による救命救急の研修を受講しています。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>年に2回の内科健診・歯科健診・年に1回の尿検査、3・4歳児の視聴覚検査を実施し、結果を「健康診断表」に記録をしています。また保護者に対しては、その都度報告書や連絡ノートで個別に報告をしています。健診の日、保育園をお休みして受診できなかった場合は、嘱託医の医院で申し出により受診できるよう連携ができています。健診により治療や配慮が必要な場合は、嘱託医に相談し、その内容を保護者へ報告し、受診を勧めています。嘱託医からの話として、生活上の注意事項を園だよりに掲載し、保護者への情報提供もしています。身体測定は毎月実施し、連絡ノートに記載し、園でも「計測個人票」に記録を残しています。歯科健診の結果を受けて歯磨き指導を保健計画に入れ、子どもたちに歯磨きを習慣づけるようにしています。</p>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>入園時に入園時経験食材確認表、食材一覧表等により園で使う食材について保護者に周知し、アレルギーのある子どもについて、把握しています。アレルギーのある子どもは、医師が作成する生活管理指導票等を園に提出し、保護者と園が具体的な対応を確認しています。内容は、職員会議などで非常勤職員を含む全職員が把握し、理解するようにしています。食事を提供する際には、該当児に対し、色の違う食器と別トレーを用意し、盛り付け後はラップ、氏名を記載しています。調理室・受け渡し時・給食時には献立と除去食材の点呼確認作業を行っています。保育室には、アレルギーのある児童の名前と除去食材が書かれたホワイトボードがあり、提供直前に点呼し、給食を担当する保育士が確認した後子どもに食べさせるようにしています。アレルギーのある子どもは他の子と分けた席に座り、担当保育士がついて食事をするようにします。職員は、給食に関する研修に参加し、本年度は食育・アレルギー対応の研修に2名参加予定です。</p>		

A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<コメント> 保育士と栄養士が連携し、食育班を作り、園の食育活動に取り組んでいます。食育目標を「食べたい気持ちを育てる」とし、年齢別の食育計画をたて、食事のマナーを身につけたり、栽培活動を通して食材への興味や理解を得らるよう工夫しています。配膳時には「〇〇ちゃん、これどれくらい食べられそう？」と聞き、量を加減し、苦手なものでなかなか食べられない子どもには、少し時間がたってから「ひと口食べてみようか」と促すなど、個別の対応ができています。幼児クラスが外遊びをしている時に見つけた竹の子を採って持ち帰り、皮をはぐなどの体験をしたあと給食室で調理してもらったり、収穫したさつまいもを屋外で焼き芋にして、近所におすそ分けしながら食べたりと食をとおして様々な体験をしています。毎月の献立表には、食材に関する知識や、子ども達が育てている野菜の状況なども掲載し、保護者に情報を提供しています。		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 園内の調理室で給食・おやつを提供しています。栄養士・調理員は検食簿で毎日の喫食状況を確認するほか、週に1～2回給食の時間保育室に入り、直接子ども達が食べる様子を確認しています。子ども達へのアンケートや、保育士から食事の様子を聞き取り、内容を献立に反映させています。また職員会議でも献立に対する意見を聞くようにしています。季節の野菜を使った献立にしたり、園で育てた青じそで手作りのふりかけを作って提供するなどの工夫をしています。七夕の行事の際には、ゼリーを天の川に見立て、子ども達が好きなトッピングをして、オリジナルデザートを作るなど、保育士と連携し、食にも行事にも興味を持たせるよう取り組んでいます。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 全クラス、連絡帳を用いて家庭での様子、園での様子を伝えあうほか、毎日の送迎時に情報交換を行っています。入園時には重要事項説明書等により、園の保育理念や仏教保育について説明しています。毎月発行している園だより、クラスだよりで保育内容や生活の状況等について保護者に発信しています。保育参加・保育参観の日を設け、園での様子を保護者に実際に見てもらう機会を設けています。家庭の状況や保護者との情報交換の中で気になることがあった場合は、「特記事項」というノートに記録するようにしています。また、運動会やお遊戯会は園と保護者が子ども達の成長を共有できる場となっています。緊急のお知らせや出来事があった場合は、タイムリーにお知らせを発行するようにしています。ホームページを活用して、パスワードの入力でみられる保護者連絡のページに、お知らせや園だより、献立表を掲載し、写真のダウンロードもできるようにしています。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 朝夕の送迎時や連絡ノートなどで、保護者とコミュニケーションを取り、保護者との信頼関係を築くよう努めています。保護者からの相談は随時受付けています。相談は事務室の隣の部屋を利用し、落ち着いた環境で話ができるようにしています。相談があった場合は速やかに対応し、経過後の問いかけなども行い、その場限りとならないようにしています。担任保育士が相談を受けた場合、主任・園長に報告し、助言を受けられるような体制ができており、クラス内での情報共有もできています。卒園後も継続して相談を受けることもあります。保護者からの相談にはいつも熱心に応えており、頼りにされています。		

【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>横浜市子ども虐待防止ハンドブックを参考に早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めています。毎日の送迎時の保護者の様子、子どもが遊ぶ時の様子や表情、着替えの際には、子どもの身体を視認し虐待などを早期発見できるよう努めています。また、健康診断の成長の度合いなどにも注意しています。虐待の疑いがある場合は、西部児童相談所に連絡をする体制が整えられています。個別のケースについては、職員間で共有し適切に対応しており、社会で事件があった時の横浜市からの通達や過去の研修内容等を職員の間で共有するなど日頃から早期発見・早期対応及び虐待予防に努めていますが、虐待等権利侵害を発見した場合の対応マニュアルや早期発見に関するチェックリストなど共通の判断基準の整備が望まれます。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>年間3期ごとに、個々の保育に対する振り返り(自己評価)を実施し、年度末の園だよりでまとめたものを「保育園の自己評価」として保護者にも公表しています。個々の自己評価の内容は、それぞれ保育について目標をたて、それに対してどうだったかという内容になっています。年度末には自己評価票をもとに園長は保育士と面談を行い、クラスでの様子や問題点・要望等の聞き取り、互いに課題を把握し、整理するようにしています。日々の保育の振り返り(自己評価)は、指導計画に対する評価・反省、クラス日誌の自己評価等があります。クラス日誌に自己評価が毎日記載され、その日の保育が子どもにとってどうだったのかという視点で書かれていたり、単なる反省のみが書かれているもの等様々です。今後は、今求められている保育を確認するためにも、園の保育の基本に立ち返った、園共通の自己評価基準を設定し、職員間で実践し、保育の質向上に繋げていくことを期待します。</p>		